

標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年 国土交通省告示第三百十号

- 目次
第一章 総則(第一条 第二条)
第二章 運送業務等
第一節 運則(第三条 第五条)
第二節 運送の申込み及び引受け(第六条 第十七条)
第三節 積付け(第十八条)
第四節 貨物の受取及び引渡し(第十九条 第二十六条)
第五節 指図(第二十七条 第二十八条)
第六節 事故(第二十九条 第三十条)
第七節 運賃、料金等(第三十一条 第三十八条)
第八節 責任(第三十九条 第五十二条)
第九節 連絡運輸(第五十三条 第六十条)
第三章 積込み又は取卸し等(第六十一条 第六十四条)

第一章 総則

第一条 運送(事業の種類)

- 1 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
2 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
3 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
4 当店は、貨物自動車利便運送を行います。
(適用範囲)
2 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めない事項については、法令又は一般の慣習によりま。

第二章 運送業務等

第一節 運則

- (受付日時)
2 前項の受付日時を定める、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載する。
(運送の順序)
2 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすき貨物を運送する場合を除き、他正当事由がある場合は、この限りではありません。
(引渡期間)
2 前項の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
二 日未満の敷数は一日とします。
三 集配期間 集貨及び配車をする場合にあつては各一日
2 前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもって延着とします。

(運送の申込み)

- 2 当店は、前条第二項の運送申込みがあつた場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
2 当店は、前条第一項の規定による運送申込みを、前条第二項の規定による運送申込みとみなす。
(貨物の種類及び性質)
2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知したときは、その旨を申込み者に求めることがあります。
2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知したときは、その旨を申込み者に求めることがあります。
2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知したときは、その旨を申込み者に求めることがあります。
2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質を通知したときは、その旨を申込み者に求めることがあります。

(運送の引受け)

- 2 当店は、前条第二項の運送申込みの提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを申込者に交付する。
2 当店は、前条第二項の運送申込みの提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを申込者に交付する。
2 当店は、前条第二項の運送申込みの提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを申込者に交付する。

(外装表示)

- 2 当店は、前条第二項の運送申込みの提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを申込者に交付する。
2 当店は、前条第二項の運送申込みの提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを申込者に交付する。

(危険品についての特別)

- 2 当店は、前条第二項の運送申込みの提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを申込者に交付する。

(連絡運輸)

- 2 当店は、前条第二項の運送申込みの提出があつた場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を作成し、これを申込者に交付する。

(利用運送及び利用運送手数料)

- 2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を受けます。
3 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を受けます。
4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取受しません。

第四節 貨物の受取及び引渡し

- 2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用又は、通常貨物自動車運送業者が備えているものを除き、荷受人又は荷受人の負担とします。
(管理業者に対する引渡し)
2 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しもつて荷受人に対する引渡しとみなす。
一 船舶が引渡先不在の場合には、その引渡先における同居貨主、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶が寄港せず、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
(留置権の行使)
2 商人である荷受人があつたときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷受人との運送契約によって当店の占有する荷受人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
(指図の催告)
2 当店は、荷受人を通知することができない場合は、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定めて、その貨物を倉庫管理業者に寄託することがあります。
(引渡不能の貨物の寄託)
2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。
(引渡不能の貨物の販売)
2 当店は、前項の規定により貨物の販売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。
(引渡不能の貨物の任意売却)
2 当店は、前項の規定により貨物の任意売却をしたときは、遅滞なく、その旨を荷受人又は荷受人に対して通知します。

(貨物の処分)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
(貨物の処分)
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

第六節 事故

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

第七節 運賃、料金等

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

第八節 責任

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

第九節 積込み又は取卸し等

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

第十節 禁止事項

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

第十一節 雑則

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

(中止手数料)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

(責任の始期)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

(責任の終期)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

(責任の免除)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

(責任の追及)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

(責任の追及)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

(責任の追及)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。

(責任の追及)

- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。
2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷受人に通知します。